

気になる相談（令和 8 年 8 月）
分電盤の点検商法にご注意ください

近年、電力会社を名乗ったり、行政機関からの委託を名乗ったりする業者が無料点検を持ち掛け、分電盤やブレーカーの交換工事を強引に契約させるトラブルが急増しています。全国的に被害が広がっており、2025 年度には前年度の約 5 倍(全国値)となっています。特に 70 歳以上の高齢者が相談件数の 8 割以上を占めています。

【相談事例】

- 大手電力会社を名乗る業者が突然来訪し、無料点検に来たと言われた。分電盤を確認された後「古いので交換が必要」と言われ、約 20 万円の交換工事を契約した。しかし 1 か月前に法定点検を受けており、その際に異常なしと言われていた。不審なのでクーリング・オフをしたい。
- 「市役所から依頼されてブレーカーの点検に行く」と電話があり、自宅に訪問した業者に「機器が古く危ない。使用期限があるので替えた方が良い」と言われ、約 12 万円で交換の契約をした。その後、市役所に確認したところ、市で依頼している業者ではないことが判明した。

【注意点】

- 電力会社が法定点検の日時を電話でお知らせすることはありません。点検を持ち掛けてきた業者の所属や目的を確認し、管轄の電力会社に確認しましょう。
- 住宅用分電盤の使用期限を定めた法律はありません。交換が必要と言われても、その場ですぐに契約しないよう注意してください。
- 点検で不安をあおられても、複数の業者に見積もりを取り、十分に確認した上で契約することが大切です。

【対処法】

- 電話等で点検を持ち掛けてきても安易に応じず、周囲の人に相談したり業者を調べたりして慎重に対応しましょう。
- 点検するために訪問した業者と契約してしまった場合でも、訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から 8 日以内であればクーリング・オフできます。（期間経過後でも勧誘方法に問題がある場合など、解約ができることもあります。）
- 電気事業法の一般家庭での法定点検は無料であり、点検後に調査員が交換工事の契約を持ち掛けることはありません。
- 様々な災害を口実にしたトークで不安をあおられることがあります。不安を感じたりトラブルが発生した場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター (TEL:089-925-3700)
